

浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第 12 号

浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則

浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成 17 年浜田市規則第 53 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 61 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める者等)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 13 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)第 4 条に規定する軌道経営者
- (3) 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者
- (4) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 23 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- (5) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第 82 号)第 55 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(国との契約によりカード等(同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

2 条例第 2 条第 4 号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(職員以外の者の旅費についての等級)

第3条 条例第3条第3項の規定により職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）以外の者が旅行する場合における旅費についての等級は、当該職員以外の者に旅行を依頼した機関の任命権者が市長に協議して定めた等級とする。

(出張命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第4条 条例第3条第4項に規定する規則で定めるものは、条例第22条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、航空賃、船賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第7条、第13条から第15条まで及び第17条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第6条第2項、第7条、第18条及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額

(旅費喪失の場合における旅費)

第5条 条例第3条第5項の規定により旅行中交通機関等の事故により概算払を受け、又は受けることができる額に相当する旅費額の全部又は一部を喪失した場合に支給することができる旅費は、次に掲げる場合にそれぞれ当該各号に定める額を支給する。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持している旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

（鉄道賃に係る鉄道）

第 6 条 条例第 13 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

- (2) 軌道法第 1 条第 1 項に規定する軌道に類するもの

（航空賃に係る航空機）

第 7 条 条例第 14 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、航空法第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

（船賃に係る船舶）

第 8 条 条例第 15 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

（車賃）

第 9 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 職員 1 キロメートルにつき 23 円

- (2) 職員以外の者 1 キロメートルにつき 37 円

2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車による通算した路程の片道が 2 キロメートル未満の場合は、支給しない。

3 第 1 項の規定により算定した車賃は、同乗者には支給しない。

（宿泊費基準額等）

第 10 条 条例第 18 条に規定する規則で定める額は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 18 条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと出張命令権者が認めるときとする。

（宿泊手当の定額等）

第 11 条 条例第 20 条に規定する規則で定める 1 夜当たりの定額は、別表第 2 のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に

ついて次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に定める定額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、別表第 2 のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、航空賃、船賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（旅費の調整等）

第 12 条 条例に定めるもののほか、次に掲げる基準に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより行う。

(1) 在勤官署（出張命令権者が認める場合には、住所、居所その他出張命令権者が認める場所。次号において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤官署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤官署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤官署等から目的地に至る旅費の額とを比較し、いずれか少ない額とする。

(2) 既に旅行している者が、旅行地から在勤官署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤官署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤官署に至る旅費の額とを比較し、いずれか少ない額とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 10 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	常勤の特別職の職員	一般職の職員
北海道	18,000 円	13,000 円
青森県	15,000 円	11,000 円
岩手県	13,000 円	9,000 円
宮城県	14,000 円	10,000 円
秋田県	15,000 円	11,000 円
山形県	14,000 円	10,000 円
福島県	11,000 円	8,000 円
茨城県	15,000 円	11,000 円
栃木県	14,000 円	10,000 円
群馬県	14,000 円	10,000 円
埼玉県	27,000 円	19,000 円
千葉県	24,000 円	17,000 円
東京都	27,000 円	19,000 円
神奈川県	22,000 円	16,000 円
新潟県	22,000 円	16,000 円
富山県	15,000 円	11,000 円
石川県	13,000 円	9,000 円
福井県	14,000 円	10,000 円
山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円

鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

別表第 2（第 11 条関係）

区分	宿泊手当（1 夜につき）
全ての地	2,400 円